

継続企業の前提が疑わしい場合の 監査人の対応

—意見不表明（意見差控）を導く議論の合理性—

小樽商科大学教授 坂柳 明

1. 継続企業の前提が疑わしい場合 の「意見不表明」の内容

企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（継続企業の前提）が疑わしい状況で、その財務諸表を監査する監査人がどのような判断を行い、監査人の対応はどうなるのかを論理的に導くことは、監査制度を設計するための指針を提供する点で、大きな意味がある。日本の監査制度上も、2002年の監査基準の改訂以降、「継続企業の前提が疑わしい場合」の監査人の対応が規定されてきた。

本稿では、継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応として、紙幅の都合により、「意見不表明」を取り上げ、そのような「意見不表明」が、どのような監査人の判断によって導かれ、監査対象の財務諸表がどのような影響を受けているのか、という問題を考察する。この考察によって、監査報告書を読む利害関係者は、継続企業の前提が疑わしい場合の「意見不表明」がどのような監査人の判断を反映し、自らが利用する財務諸表がどのような影響を受けているのかがわかるようになり、結果として、利害関

係者の意思決定にも影響が出てくる可能性がある。また、本稿の考察によって、現場の監査人にとっても、「意見不表明」を導く自らの判断や、監査対象の財務諸表が受けている影響を、どのような形で監査報告書に反映させればよいかかわかるようになる。

本稿の第2節では、監査人の対応として「意見不表明」を認めている現行監査基準の「第四報告基準 五 監査範囲の制約 4」及び関連実務指針^{注1)}では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかがわからないことを示す。そして、第3節では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断から「意見不表明」が導かれること、そして、監査対象の財務諸表は、「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」を受けていることを指摘する。

他方、第4節では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との

監査人の判断から「意見不表明」が導かれること、そして、監査対象の財務諸表は、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を受けていることを指摘する。最後の第5節では、本稿の結論、貢献、今後の課題を示す。

2. 「将来の帰結が予測し得ない」 場合の「意見不表明」

まず、現行監査基準の「第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4」では、次のように記されている（[制度 2-1]）。この規定との関係で、企業会計審議会（2002）の「監査基準の改訂について」の「三 主な改訂点とその考え方 9 監査意見及び監査報告書（2） 監査報告書の記載②」では、「訴訟に代表されるような将来の帰結が予測し得ない事象や状況が生じ、しかも財務諸表に与える当該事象や状況の影響が複合的で多岐にわたる場合（それらが継続企業の前提にも関わるようなときもある）」（傍線筆者）と記されている。

ここでの「継続企業の前提にも関わるようなときもある」との記述を踏まえると、「将来の帰結が予測し得ない事象や状況」によって、継続企業の前提が疑わしくなる状況を想定することができる。そのような状況において、[制度 2-1] では、「意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない」という記述に見られるように、監査人の対応として、「意見不表明」が認められている。

[制度 2-1] 一監査基準 第四 報告基準 五 監査範囲の制約 4

「監査人は、将来の帰結が予測し得ない事象又は状況について、財務諸表に与える当該事象又は状況の影響が複合的かつ多岐にわたる場合

には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて意見の表明ができるか否かを慎重に判断しなければならない。」（傍線筆者）

また、[制度 2-1] と関連する実務指針として、日本公認会計士協会（2002）の23項（[制度 2-2]（1））、及び日本公認会計士協会（2009）の25項（[制度 2-2]（2））では、次のように記されている。この[制度 2-2]（1）～（2）においても、①：「意見の表明ができるか否かについて慎重に判断しなければならない」という記述や、②：「意見を表明しないことがある」という記述に見られるように、監査人の対応として、「意見不表明」が認められていることがわかる。

[制度 2-2] 一日本公認会計士協会（2002）、23項、 日本公認会計士協会（2009）、25項

（1）：「監査人は、不適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見を表明すべき場合に、意見を表明しないこととしてはならないが、継続企業の前提に関連して、将来の帰結が予測し得ない事象や状況の財務諸表への影響が複合的で多岐にわたる場合には、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて、意見を表明しないことがある。この場合、監査人は、意見の表明ができるか否かについて慎重に判断しなければならない。」（日本公認会計士協会（2002）、23項）（傍線筆者）

（2）：「監査人は、不適正意見又は除外事項を付した限定付適正意見を表明すべき場合に、意見を表明しないこととしてはならないが、将来の帰結が予測し得ない事象や状況の財務諸表への影響が複合的で多岐にわたり、継続企業の前提に関連する場合には、まれな状況ではあるが、重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて、意見を表明しないことがある。この場合、監査人は、意見の表明ができるか否かについて慎重に判断しなければならない。」（日本公認会計士協会（2009）、25項）（傍線筆者）

他方、以下に示す株式会社中三（以下、「中三」とする）の2006年連結財務諸表についての監

査報告書〔事例 2-1〕注(2)では、「適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない」という形で、「意見不表明」がなされている。この〔事例 2-1〕は、少なくとも監査人にとって「将来の帰結が予測し得ない」場合に選択された「意見不表明」という意味で、〔制度 2-1〕と〔制度 2-2〕(1)が適用された事例である。

この〔事例 2-1〕では、「手許資金が大きく減少し」、「今後の借入金の返済資金が十分確保されているとはいえない状況にあることから、主要金融機関と今後の資金調達を含む返済計画の見直しについて協議中である」と記されており、「現時点では、営業キャッシュ・フローの改善策について不確実な点もあり、返済計画の見直しを含む新中期経営計画の将来の帰結が予測し得ない」とされている。

〔事例 2-1〕 一中三の 2006 年監査報告書

「私たちは、下記の事項を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。……

記

継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は売上高の不振に基づく営業キャッシュ・フローの減少および有利子負債の返済額増加に伴い、手許資金が大きく減少したため、今後の借入金の返済資金が十分確保されているとはいえない状況にあることから、主要金融機関と今後の資金調達を含む返済計画の見直しについて協議中である。こうした状況により継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する会社の対応等は当該注記に記載されている。しかしながら、現時点では、営業キャッシュ・フローの改善策について不確実な点もあり、返済計画の見直しを含む新中期経営計画の将来の帰結が予測し得ない。このため、私たちは、継続企業を前提として作成されている上記の連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得ることができなかった。

私たちは、上記の連結財務諸表が、上記事項の連結財務諸表に与える影響の重要性に鑑み、株式会社中三及び連結子会社の平成 18 年 8 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示しているかどうかについての意見を表明しない。」（傍線筆者）

〔制度 2-1〕と〔制度 2-2〕(1)～(2)について言うと、これらの制度では、①：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、②：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況注(3)が想定されているのかがわからない注(4)。その結果、〔制度 2-1〕と〔制度 2-2〕(1)～(2)において監査人に認められている「意見不表明」が、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについて、上記の①と②のどちらの監査人の判断から導かれるのかもわからない。

また、〔事例 2-1〕については、「意見不表明」がなされていることはわかるが、その「意見不表明」が、[1]：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断から導かれているのか、それとも、[2]：「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断から導かれているのかがわからない。そのことによって、監査報告書の読者である利害関係者は、ここでの「意見不表明」がどのような監査人の判断を反映しているのかがわからなくなり、その意思決定に当たって、混乱が生じる可能性がある。

3. 監査基準委員会報告書 570、705 の合理性

他方、2011 年に公表された監査基準委員会

報告書 570（日本公認会計士協会（2011a））の A22 項では、次のように記されている（〔制度 3-1〕）。そこでは、「重要な不確実性が複数存在し、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合」の対応として、「意見不表明」が監査人に認められている。

〔制度 3-1〕 一日本公認会計士協会（2011a）、A22 項

「極めてまれな状況ではあるが、重要な不確実性が複数存在し、それが財務諸表に及ぼす可能性のある影響が複合的かつ多岐にわたる場合には、監査人は、強調事項区分の記載に代えて意見不表明とすることが適切と考えることがある。監査基準委員会報告書 705が、このような場合に関する要求事項を定め、指針を提供している。」（傍線筆者）

この〔制度 3-1〕は、日本公認会計士協会（2011a）によると、「6. 継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切であるが重要な不確実性が認められる場合」（傍線筆者）に適用されるので、〔制度 3-1〕で認められている「意見不表明」は、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と監査人が判断する場合に選択される対応、ということになる。その意味では、前節で見たような、継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうかについて、監査人がどのように判断する状況が想定されているのかがわからないという問題は、制度上は解決されていることがわかる。

ここで、監査人が「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断している場合に、監査範囲の制限はないものの、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」^{注(5)}があれば、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこ

と」を理由に、監査人の対応が「意見不表明」になることは、理解できる。このような意見不表明は、重要な監査手続を実施できなかった場合そのものではないが、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じて」なされた意見不表明である、という説明が成り立つので、前節で示した〔制度 2-1〕と〔制度 2-2〕(1)～(2)において監査人に認められていた「意見不表明」も、このような意味の意見不表明だと解釈することができる^{注(6)}。このような「意見不表明」がなされるところの財務諸表全体は、「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」を受けている。

しかし、〔制度 3-1〕で参照されていた「監査基準委員会報告書 705」（日本公認会計士協会（2011b））の 9 項では、次のように記されている（〔制度 3-2〕）。そこでの、財務諸表に重要な虚偽表示があるかどうかを監査人が確かめることができたことを示唆する「十分かつ適切な監査証拠を入手した」という記述を踏まえると、継続企業の前提が疑わしい状況を生じさせる要因として、「金額的に重要な資産の回収可能性の問題があり、その資産の見積りの合理性を監査人が判断できない状況」のように、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」は、〔制度 3-2〕では想定されていないと考えられる。

〔制度 3-2〕 一日本公認会計士協会（2011b）、9 項

「監査人は、複数の不確実性を伴う極めてまれな状況において、たとえ個々の不確実性については十分かつ適切な監査証拠を入手したとしても、それらが財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響が複合的かつ多岐にわたるため、財務諸表に対する意見を形成できないと判断する場合には、意見を表明してはならない。」（傍線筆者）

そうであれば、少なくとも筆者は、監査人の対応として、「意見不表明」を導くことはできない。「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と監査人が判断している場合に、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」以外の理由によって、監査人の対応が「意見不表明」になる旨を主張するのであれば、その時に問題になる、(1): [制度 3-1] の「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」、及び(2): [制度 3-2] の「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響」が、具体的に何を指しているのかが明らかにされる必要がある。

4. 「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する場合の意見不表明 (意見差控)

ここで、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断のもとで、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」以外の理由によって、「意見不表明」を導くことができないのであれば、次に問題になるのは、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断によって、「意見不表明」を導くことができるかどうかである。この問題を考える上で参考になるのは、以下の Divi Hotels N.V. (以下、「Divi Hotels 社」とする) の 1990 年 Annual Report 中の監査報告書 ([事例 4-1]) である注7)。

[事例 4-1] —Divi Hotels 社の 1990 年監査報告書

「添付された財務諸表は、会社 (Divi Hotels 社のこと—筆者注) がゴーイング・コンサーンとして存続することを前提に作成されている。財務諸表に表されているように、会社は、1989

年及び 1990 年 4 月 30 日に終了する年度にそれぞれ 11,455,382 ドル、45,017,996 ドルの損失を被った。これらの損失は、会社の財政状態、及び当期の営業費用を支払うその能力を著しく弱め、1990 年 4 月 30 日時点で、会社の流動負債は、その流動資産を 151,820,320 ドルだけ超過した。会社は、1991 年度の大部分を通じて、損失及びマイナスのキャッシュ・フローを生み出し続けると予想されるその事業に充てるための十分な現金はないであろうと信じている。さらに、脚注 G に示されているように、会社は、利率 14.50% の優先社債、及び利率 12.75% の劣後証券については、債務不履行の状態である。会社は、その抵当貸付金の大部分についてもまた、債務不履行の状態である。これらの状況では、事業に充てる資金の追加的な借入金を利用できないかもしれず、貸手は、これらの未払いの債務の返済を促進する措置もとるかもしれない。

脚注 B にさらに示されているように、会社は、現在は、1) 債務不履行に関する事態を取り除くこと、2) 債務交換の提案を通じて無担保の借入金の条件を改訂すること、3) ある担保付き貸付金の貸手に支払われるべき貸付金についての元本の支払いを繰り延べること、そして、4) 追加的な借入金を得ることを、貸手と交渉している。さらに、会社は、削減された費用の水準で現在の事業を行い続けることを予定する 事業計画 を最近実行した。会社が事業を行う上での要求を満たすための十分なキャッシュ・フローを提供する当面の計画が他に何もないので、これらの問題を満足いくように終わらせることが、本質的なことである。これらの交渉がなお進行中であり、会社の事業計画が最近実行されたからといって、1991 年度の大部分を通じて、損失及びマイナスのキャッシュ・フローを生み出し続けると予想されるその事業に充てるための十分なキャッシュ・フローが会社にある保証は、全くあり得ない。これらの事項の全てが、ゴーイング・コンサーンとしての会社の存続能力について、重要な疑義を生じさせている。さらに、先に示した交渉が不成功である場合には、会社は、破産法典を含む、適用できる法のもとでの保護を求めなければならないかもしれな

い。財務諸表では、会社がゴーイング・コンサーンとして存続できないことがあり得ることから生じるかもしれない資産の回収可能性と分類、あるいは負債の金額又は分類に与える潜在的な将来の影響を反映するためのあらゆる修正がなされていない。

直近の2つの段落で記述された事項の、上で言及した財務諸表に与える潜在的な重要な影響のために、我々は、これらの財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない。」（傍線筆者）

この[事例 4-1]によると、貸手との「交渉」や「事業計画」はあるものの、「損失」の発生や「債務不履行」によって、Divi Hotels 社の「ゴーイング・コンサーンとしての会社の存続能力について、重要な疑義」が生じていることがわかる。この Divi Hotels 社の監査人 Ernst & Young は、「会社がゴーイング・コンサーンとして存続できないことがあり得ること」を想定し、「これらの財務諸表についての意見を表明できないし、表明しない」という形で、財務諸表についての意見表明を差控えた。

もし、Divi Hotels 社の監査人が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と判断していたと考えると、監査範囲の制限があった場合のように、財務諸表項目の正否の判断ができない状況ではないのに、なぜこの監査人は「財務諸表に与える潜在的な重要な影響」を理由に意見を差控えたのか、という疑問に答えられなくなる。そうすると、Divi Hotels 社の監査報告書中の意見差控を説明するためには、同社の監査人が、「会社がゴーイング・コンサーンとして存続できないことがあり得ること」を想定した上で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断した、と考えればよいことがわかる。

「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適

切ではない」と監査人が判断している状況は、継続企業を前提として作成された財務諸表が、「継続企業を前提にした一般に認められた会計原則（会計基準）」に準拠していることが確かめられた上で、無限定適正意見（無限定意見）が表明される状況ではない。財務諸表全体についての監査人の対応として考えられるのは、不適正意見（否定的意見）か意見差控（2002年の監査基準改訂以降の「意見不表明」）であるが、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断していても、本稿で問題にしているのは、「継続企業の前提が疑わしい」状況である。

「継続企業の前提が疑わしい」状況では、経営者には、「継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準を用いて財務諸表を作成する余地がない。したがって、継続企業を前提として作成された財務諸表が、「継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準に準拠していないことを理由に、監査人が不適正意見を表明することはできない。そうすると、監査人の対応として考えられるのは、残された「意見不表明（意見差控）」ということになる。

他方、監査人が「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と判断する場合に、その判断を反映する「財務諸表に与える影響」として考えられるのは、表現の種類は様々あり得るが、本質的には「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える（与えている）影響」である。この「影響」は、[事例 4-1]では、「会社がゴーイング・コンサーンとして存続できないことがあり得ることから生じるかもしれない……あらゆる修正がなされていない」の記述に見られる「財務諸表全体が受けている未確定の影響」に相当する。Divi

Hotels 社の監査人は、このような「未確定の影響」を「財務諸表に与える潜在的な重要な影響」と捉えた上で、財務諸表についての意見を差控えたと推察される。

監査報告書に記載される「財務諸表に与える影響」として、第2節で示した[制度 2-1]と[制度 2-2] (1)~(2)では、「財務諸表に与える当該事象又は状況の影響」、あるいは「将来の帰結が予測し得ない事象や状況の財務諸表への影響」が問題になっていた。そこでの「影響」を「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断を反映する影響、即ち、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と解釈すれば、[制度 2-1]と[制度 2-2] (1)~(2)で認められている「意見不表明」を合理的に説明することができる注(8)。そのような説明を行う場合には、[制度 2-1]と[制度 2-2] (1)~(2)に見られる、監査人にとって「将来の帰結が予測し得ない」ことが、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当する、という解釈が必要になる注(9)。

他方、(1):前節の[制度 3-1]では「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」が、そして、(2):[制度 3-2]では「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響」が、それぞれ問題になっていた。そこでの「影響」を、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断を反映するための「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と解釈するためには、まず「意見不表明」自体が、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断から導かれることを、監査制度上規定する必要がある注(10)。

5. 本稿の結論、貢献、今後の課題

本稿では、「継続企業の前提が疑わしい」状況において、「意見不表明」がどのような監査人の判断によって導かれ、監査対象の財務諸表がどのような影響を受けているのか、という問題を考察した。この考察を行う上で、第2節では、[制度 2-1]と[制度 2-2] (1)~(2)において、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況が想定されているのか、それとも、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されているのかがわからないこと、そして、[事例 2-1]に見られる「意見不表明」も、この(1)と(2)のどちらの監査人の判断から導かれるのかがわからないことを指摘した。

続く第3節では、[制度 3-1]において監査人に認められている「意見不表明」は、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と監査人が判断する場合に選択される対応であることを確認した。「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と監査人が判断している場合に、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」を理由に「意見不表明」を導く余地はあり、そのような「意見不表明」がなされるどころの財務諸表全体は、「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」を受けていた。しかし、[制度 3-1]が言及している[制度 3-2]においては、「財務諸表項目の正否を監査人が判断できないこと」は、想定されていないと考えられた。

第4節では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断ではなく、Divi Hotels 社の1990年監査報告書でなされた意見差控を素材にして、「継続

企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断から、「意見不表明（意見差控）」を導いた。その「意見不表明（意見差控）」がなされる状況は、(1)：継続企業を前提として作成された財務諸表が、「継続企業を前提にした一般に認められた会計原則（会計基準）」に準拠していることが確かめられた上で、無限定適正意見が表明される状況ではなく、(2)：継続企業を前提として作成された財務諸表が、「継続企業の前提が成立していない」場合に適用される財務諸表の作成基準に準拠していないことを理由に、不適正意見が表明される状況でもなかった。このような「意見不表明」との関係で、[制度 3-1]～[制度 3-2]で考えられている「影響」を、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断を反映するための「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」と解釈するためには、監査制度上、「意見不表明」は「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断から導かれることを規定する必要がある。

本稿では、継続企業の前提が疑わしい場合になされる「意見不表明」について、(1)：「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」との監査人の判断によって「意見不表明」がなされる場合には、監査対象の財務諸表は「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」を受けていること、そして、(2)：「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」との監査人の判断によって「意見不表明」がなされる場合には、監査対象の財務諸表は「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を受けていること、を示した。本稿の結論は、以上

である。

上記のような、「意見不表明」がなされる場合の監査人の判断と、その判断と整合する財務諸表に与える影響の関係を踏まえた監査制度が設計されることによって、継続企業の前提が疑わしい場合の「意見不表明」の内容が明確になる。それによって、監査報告書を読む利害関係者は、「意見不表明」がどのような監査人の判断を反映し、利用する財務諸表がどのような影響を受けているのかがわかるようになる。また、現場の監査人にとっても、「意見不表明」を導く自らの判断と整合するように、財務諸表に与えるどのような影響を監査報告書に記載すればよいかかわかるようになり、その結果、監査制度上規定されている継続企業の前提が疑わしい場合の意見不表明の意味がわかりにくいために、意見不表明を選択しにくくなる事態は、回避されることになる。以上が、本稿の貢献である。

本稿では、紙幅の都合により、継続企業の前提が疑わしい状況における監査人の対応（「意見表明」及び「意見不表明（意見差控）」）を論じている先行研究（文献・制度）を網羅的に評価できなかった。このような評価を通じて、筆者の議論の特徴を読者に伝えることが、今後の課題である。

注(1) 本稿では、紙幅の都合により、(1)：2002年改訂監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」に見られるような、経営者が継続企業の前提についての重要な疑義を解消させるための合理的な経営計画等を監査人に提示しない場合に認められていた「意見不表明」、及び(2)：現行監査基準の「第四 報告基準 六 継続企業の前提 3」に見られるような、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して経営者が監査人に評価及び対応策を示さない場合に認められている「意見不表明」については、考察対象にしない。

注(2) [事例 2-1]の監査報告書は、eolより様々な検索

用語を用いて試行錯誤しながら入手した。また、本稿で示す監査報告書については、議論に必要な部分のみを示す。

注(3) 第4節でも指摘するが、監査人が「意見不表明」を選択する上で、[制度 2-1] と [制度 2-2] (1)~(2)に見られるように、監査人にとって「将来の帰結が予測し得ない」ことが、「重要な監査手続を実施できなかった場合に準じ」たことに該当する、という解釈が成り立つので、[制度 2-1] と [制度 2-2] (1)~(2)では、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」と監査人が判断する状況しか想定されていない。」旨の主張は、成立しない。

注(4) [制度 2-1] と [制度 2-2] (1)~(2)に見られる「将来の帰結が予測し得ない」という記述を踏まえた上で、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない状況と想定して議論する必要があるかどうかの問題になる。この問題について、仮に「将来の帰結が予測し得ない」ことによって、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない状況が生じると考えても、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できないことによって、監査人の対応が特定の1つ（例えば、「意見不表明」）のみに決まり、それ以外の対応が排除されることを、少なくとも筆者は論証できないのであれば、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切であるかどうか」が監査人には判断できない状況と想定する必要はない。

注(5) この状況が存在し得ることについては、坂柳(2012,218-227)を参照。

注(6) 前節で示した[事例 2-1]では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切である」と監査人が判断し、財務諸表項目の正否を監査人が判断できない状況が想定されている、と解釈する場合には、この事例に見られる「上記事項の連結財務諸表に与える影響」は、財務諸表項目の正否を監査人が判断できないことによる「潜在的な重要な虚偽表示という意味の未確定の影響」を指している、と解釈すればよい。そのような影響は、日本公認会計士協会(2011b)の8項に見られる「重要かつ広範である」と監査人が判断するところの「財務諸表に及ぼす可能性のある影響」に相当する。

注(7) Divi Hotels社の監査報告書は、LexisNexis Academicより様々な検索用語を用いて試行錯誤しながら入手した。

注(8) 「継続企業の前提が疑わしい状況」における監査人の対応を規定している米国の監査基準書第59号(AICPA(1988))の12項の脚注4では、次のように記されている。

「…本基準書において、不確実性を伴う場合に、監

査人が意見を表明することを拒否することを妨げようとするものは、何もない。もし、彼が意見を差控えるならば、その不確実性とそれらが財務諸表に与える潜在的な影響が、適切な方法で開示されるべきであり…、監査報告書は、彼が意見を差控えることの全ての実質的な理由を伝えるべきである…。」(傍線筆者)

ここで「意見差控」が、(1):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切である」との監査人の判断から導かれるのか、それとも、(2):「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」との監査人の判断から導かれるのかについてはわからないが、本文で述べたように、「継続企業を前提とした財務諸表の作成が適切ではない」と監査人が判断した上で、「意見差控」がなされる、という説明は可能である。そして、上記引用中の「財務諸表に与える潜在的な影響」については、本文で述べたような、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を意味する、と解釈すればよい。なお、以上の指摘は、監査基準書第126号(AICPA(2012))の18項に見られる「不確実性を伴う場合」の「意見差控」と、「財務諸表に与える潜在的な影響」についても、当てはまる。

注(9) 第2節で示した[事例 2-1]では、「継続企業を前提として財務諸表を作成することは適切ではない」と監査人が判断する状況が想定されている、と解釈する場合には、この事例に見られる「上記事項の連結財務諸表に与える影響」は、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を指している、と解釈すればよい。

注(10) このような考えが監査制度上導入された上で、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」を、[制度 3-2]に見られる「財務諸表に及ぼす可能性のある累積的影響」と解釈する場合には、[制度 3-1]にも見られる「及ぼす可能性のある」という記述は、[事例 4-1]中の「財務諸表に与える潜在的な重要な影響」に見られる「潜在的な」を意味する、と解釈することはできる。しかし、「将来に会社が継続企業でなくなるとした場合の当期の財務諸表に与える影響」は、「財務諸表全体に及ぶ」という意味を含む概念であるため、その影響が「累積的」であるかどうかについては、「累積的」が「財務諸表全体に及ぶ」という意味を含まないのであれば、[制度 3-2]に見られる「累積的」という記述は必要ない。

〈引用文献〉

AICPA(1988), American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), Statement on Auditing Standards (SAS) No.59, *The Auditor's Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern*, April 1988.

AICPA(2012), AICPA, SAS No.126, *The Auditor's*

Consideration of an Entity's Ability to Continue as a Going Concern (Redrafted) , July 2012.

企業会計審議会 (2002)、企業会計審議会、「監査基準の改訂に関する意見書」、2002年1月25日。

坂柳 (2012)、坂柳 明、「継続企業の前提が疑わしい場合の監査人の対応—無限定適正意見以外の意見を表明する可能性に注目して—」、『商学討究』(小樽商科大学)、第63巻第2・3合併号、2012年12月。

日本公認会計士協会 (2002)、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書第22号 (中間報告)、「継続企業

の前提に関する監査人の検討」、2002年7月29日。

日本公認会計士協会 (2009)、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書第22号、「継続企業の前提に関する監査人の検討」、2009年4月21日改正。

日本公認会計士協会 (2011a)、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書570、「継続企業」、2011年12月22日。

日本公認会計士協会 (2011b)、日本公認会計士協会、監査基準委員会報告書705、「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」、2011年12月22日。